

北海道音更高等学校教育振興会教育支援（夢の種）奨学金規定

（目 的）

第 1 条 この規定は、経済的理由により学費等の支弁に支障を生じた生徒に対して奨学金を支給し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

（奨学生の資格）

第 2 条 本奨学金を受けるもの（以下「奨学生」という。）は、次の各号に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 音更高等学校（以下「音更高校」という。）に在籍していること。
- (2) 学費等の支弁が困難であること。
- (3) 学業、クラブ活動等に意欲的に取り組んでいること。
- (4) 生活の全般を通じて態度・行動が音更高校の生徒にふさわしいこと。

（奨学金の財源）

第 3 条 本奨学金の財源は、第1条の規定に賛同する個人又は団体による音更町への寄付金によるものとし、音更高校パートナーシップ事業交付金として音更町より音更高校教育振興会に交付される。

（奨学金の支給額）

第 4 条 奨学金の支給は前条第1項の範囲内を原則とし、支給額は 1 人年額 50,000 円とする。

（奨学金の支給期間）

第 5 条 奨学金を支給する期間は当該年度の 1 年間とする。ただし、翌年度以降も引き続いて奨学生に選定することを妨げない。

（夢の種奨学委員会）

第 6 条 奨学生選考及び適格審査のために夢の種奨学委員会を置く。

2 夢の種奨学委員会は、音更高校教育振興会会長が指名する役員 3 名、音更高校学校長が指名する高校の部長職 1 名で構成する。

3 夢の種奨学委員会に、音更高校学校長が必要と認める者を出席させることができる。

（奨学生願書等の提出）

第 7 条 奨学生志願者は、次の各号に掲げる書類を毎年度、指定の期日までに夢の種奨学委員会に提出しなければならない。

- (1) 音更高等学校教育振興会教育支援（夢の種）奨学金支給願書
- (2) 申請年度の前年度の成績証明書
- (3) その他夢の種奨学委員会が提出を求めるもの

2 第1学年に提出する成績証明書は、入学試験時に提出された中学校での成績証明書をもってあてることとする。

（奨学生の選考及び決定）

第 8 条 奨学生の選考は毎年度 6 月に行い、夢の種奨学委員会での審査に基づいて、音更高校教育振興会がこれを決定する。

（奨学金の支給）

第 9 条 奨学金は一括して支給する。支給方法は音更高校入学時に提出した授業料等振替口座へ振込する。

（奨学金の停止と返還）

第 10 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、夢の種奨学委員会において奨学金の支給を停止することができる。

- (1) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (2) 長期疾病や休学などのために学業を続ける見込みがたないとき。
- (3) 音更高校の生徒としてのふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他夢の種奨学委員会が停止を必要と認めたとき。

2 前項の規定により奨学金が停止された場合、支給停止の決定が支給前であれば、支給決定を取り消し、支給後であれば、4 月から支給停止が決定した月までに当該奨学生が支出した学費等の総額を奨学金支給額から差し引いた額を返還しなければならない。

第 11 条 本規定に関する事項は教育振興会事務局の所管とし、奨学金の願書受付及び支給等に関する業務は音更高校事務局の所管とする。

（規定の改廃）

第 12 条 本規定の改廃は、夢の種奨学委員会の議を経て、音更高校教育振興会において決定する。

（内規）

第 13 条 この規定の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。